

中学校の英語教科書採択に関わる諸問題の考察 ー北海道の現状と課題、そして改善策ー

河上 昌志（札幌市立日章中学校）

キーワード：教科書、採択、指導要領

1. はじめに

2006 年度から中学校において教科書の改訂があり、新しい教科書の採択により、各中学校では授業が進められている。英語の教科書は現在 6 種類が発行されているが、北海道で採択されている教科書は現在 3 種類（東京書籍、開隆堂、教育出版）である。

2. 教科書採択の歴史的変遷

①学校採択の時代

○教科書制度改善協議会答申（1947. 9）

- ・教科用図書は都道府県ごとに採択したものの中から学校が決定すること。
- ・採択は毎年実施する。 ・採択数は各教科三種程度とすること。

○教科書検定に関する新制度の解説（文部省）（1948. 4）

- ・教師たちの意見を十分とりいれた後に、学校責任者が教育上最も適当と考えられるものを自由に選ぶことが建前である。
- ・展示会においては、文部省著作教科書も検定教科書も全く同じ条件の下におかれ、学校責任者は、自由な立場で教科書を採択することができるのである。このように教科書の採択は、あくまで民主的精神に基づいて行われるものであるから、いやすくも他よりの干渉や一方的傾向の押しつけ等に左右されることがあってはならない。
- ・採択者は、同一学年の各組毎に異なる教科書を採択することができる。

○新教育と教科書制度（木田宏）（1949. 1）

- ・教科書の採択が、直接それを使用する教員の意見を聞かないままに行われることは、教育の実際に即して行うべき教科書採択の理念に反するものであって、非常に危険であると言わなければならない。
- ・教育委員会に採択に関する権限は、必ずしも自ら採択することにだけにあるのではなく、採択のための標準を作って各学校に与え、適正な選択が行われるように指導することも含むと広く解すべきでないかと考える。

②広域採択の時代

1965 年から「教科書無償配布」と抱き合わせに「広域採択」が始まり現在に至っている。現在採択地区は 5 8 6 地区で、1 県平均 1 2 地区（北海道は 24 地区）となっている。

③学校単位の採択へ

・閣議決定「規制緩和推進計画の再改定について」【1997 年 3 月 2 8 日】

将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、当面の措置として、教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映されるよう、現行採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善についての都道府県の取り組みを促す。

・閣議決定「規制改革・民間開放推進 3 ヶ年計画」【2004 年 3 月 1 9 日】

公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書採択の可能性も視野に入れて、教科書採択の小規模化を検討する。

3. 教科書採択理由（札幌市の場合）

2006 年度から、札幌市内の中学校で使用される英語の教科書が「東京書籍」の「NEW HORIZON」から「開隆堂」の「SUNSHINE」に決まった。選定理由は「『聞く』『話す』活動を重視し、基本文等の定着のための音声による活動と 4 領域の総合的な活動を通して、実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことができるように構成されている。また、基本文が対話形式で示されるなど、音声によるコミュニケーションを意識させる工夫も見られる。さらに、身近な生活を場面の中心としながら、国際理解、環境、福祉などについての理解を深める多様な題材を取り上げている。」である。これは全く理由になっていない。どの教科書にもあてはまることだからである。

2002 年度の東京書籍「NEW HORIZON」の選定理由は「生徒が実際にコミュニケーション活動を行うことができる多様な場面が設定されており、4 技能のバランスを考えた言語活動を通して、基本文等の定着を十分に図ることができるように構成されている。また、生徒がコミュニケーション活動に主体的に取り組むための工夫が随所に見られる。さらに、様々な国々の話題ばかりでなく、日本の文化や伝統を伝える力を養う内容も取り扱っている。」となっていた。この 2002 年度の選定理由をその当時開隆堂に見せたら、「うちの教科書も同じですよ。」という意見が出ていた。今回の選定理由を東京書籍に見せたら、「うちの教科書だって同じですよ。」と言っていた。

4. 教科書採択の問題点

教科書の採択において一番の問題は、現場の教師の声が全く反映されないことにある。新しい教科書は事前に配布されることもないので、検討することもできない。札幌市の場合、たとえ選定審議会委員になっても意見を言うことはできないしくみになっている。

- 「北海道の教科書（英語）採択一覧表」からわかること
 - ① 30 年以上同じ教科書会社が連続して採択されている地区
後志、胆振、日高支庁、小樽市、室蘭市（開隆堂）
 - ② 28 年間同じ教科書会社が連続して採択されている地区
函館市（東京書籍）
 - ③ 22 年間同じ教科書会社が連続して採択されている地区
檜山支庁（東京書籍）、上川、留萌支庁（教育出版）
- 「県定」教科書
 - ①「県定」教科書とは
同一県で一種類の教科書しか採択していない場合をいう。
 - ②「県定」教科書の実態
・東京書籍：福島、福井、島根、香川

5. これからの教科書採択のありかた

それではどのように改善していけばよいのであろう。

- ① 教科書の採択を高校のように、中学校も学校選択にすること。これにより教師が自ら教科書を選ぶことになり、教科書研究が活発になる。
- ② 教科書会社が協力して公開討論会のようなものを、採択地区ごとに実施する。そこで自社の教科書の宣伝をしてほしい。教師のみならず一般の人たちにも教科書に関心を持ってもらうためのよい機会となる。

上記二つを早く実施してもらいたい。教科書が教師間での「タブー」になってはいないだろうか。

今から 56 年前(1951 年)に文部科学省（当時文部省）は、学習指導要領の中で教科書採択に向けての指針を出していた。この学習指導要領には、「付録Ⅲ」として「英語教科書の採択基準試案」が掲載されていた。その「まえがき」には、「1. 教科書の選択にあたっては、教師はみずから審査員であることを自覚しなければならない。・・・4. 新し

い教科書検定制度においてはすべての教科書の質が必ずしも同じではない。かろうじて検定に合格したものもあり、相当よいものもあり、優秀にしてきわめて良好なものもあり、また断然優秀なものもある。検定調査員にはいずれの教科書が優秀であるかを教師に示す方法がないから、英語教師はすべての教科書を評価し、最善のものを選択しなければならない。」と述べ、採択に当たって、英語教師の関与がいかに重要かを説いている。

また、日本教育学会は 1956 年、「教育二法に対する意見」として、「教科書の採択は、教科書がそれぞれの教師、学校の独自の教育計画の中で活用されるものである以上、当然教師および学校の自主的判断によってなされるべきであり、選択権は個々の教師または学校にあるべきである。」と述べている。

さらに I L O・ユネスコの「教師の地位に関する勧告（第 6 1 項）」（1966 年）では、「教育職は、専門職として職務の遂行にあたっては、学問の自由を享受すべきである。教員は児童・生徒に最も適した教材および方法を判断するために特に資格を与えられたものであるから、承認された計画の枠内で、かつ教育当局の援助を受けて、教材の選択および採用、教科書の選択ならびに教育方法の適用について、不可欠な役割を与えられるべきである。」と述べられている。

研究会などでも教科書に対して熱く語ることができない状況ではないだろうか。もちろん、教師側も常に教科書研究をしていかなければならない。教科書が作られる過程（編集から採択まで）、広域採択になった背景、教科書検定制度についてなど、まだまだ勉強が足りないのではないだろうか。大いに議論していく必要がある。

北海道の教科書（英語）採択一覧表

年 採択地区	1975 ~1977	1978 ~1980	1981 ~1983	1984 ~1986	1987 ~1989	1990 ~1992	1993 ~1996	1997 ~2000	2001	2002 ~2005	2006 ~2009
石狩支庁	三省堂	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	教 出	東 書	東 書	教 出	教 出
渡島支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書
檜山支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
後志支庁	三省堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
空知支庁	三省堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	教 出	教 出
上川支庁	三省堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出
留萌支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出
宗谷支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出
網走支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	教 出	教 出	教 出	開隆堂	開隆堂
胆振支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
日高支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
十勝支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出
釧路支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書	東 書	東 書	教 出
根室支庁	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書	東 書	開隆堂	開隆堂
札幌市	三省堂	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書	教 出	教 出	教 出	教 出	東 書	開隆堂
函館市	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
旭川市	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出	教 出	東 書
小樽市	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
室蘭市	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
釧路市	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書	東 書	教 出
帯広市	東 書	東 書	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
夕張市	三省堂	三省堂	三省堂	中 出	中 出	秀 出	秀 出	秀 出	秀 出	教 出	教 出
岩見沢市	三省堂	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	教 出	教 出	教 出	東 書	東 書
苫小牧市	三省堂	開隆堂	東 書	開隆堂	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	開隆堂	開隆堂

※東 書：東京書籍 教 出：教育出版 中 出：中教出版
光 村：光村図書出版 秀 出：秀文出版（学校図書）

6. 引用文献

- 「教科書制度の再吟味」：中沢賢郎《東洋館出版社》1956 年
- 「教科書検定に関する新制度の解説」：《文部省》1948 年
- 「新教育と教科書制度」：木田宏《実業教科書》1945 年
- 学習指導要領 外国語科英語編（試案）1951 年：文部省
- ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」：ハンディ教育六法
- 「教育二法に対する意見」：《日本教育学会》1956 年
- 「初期の学習指導要領を読んでもては」：河上昌志《英語教育：開隆堂》2000 年
- 「答えはすでに出ていた」河上昌志《英語教育 FIFTY：大修館書店》2001 年
- ※「初期の学習指導要領を読んでもては」「答えはすでに出ていた」の文献は下記の「日本英語教育情報センター」のホームページから閲覧することができる。